

第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画策定にあたっての基本的な考え方

【千葉市の目指すべき子どもの姿】

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

計画改定の趣旨

第 1 次計画では、6 つの取組の柱に基づき、取組を進めた。また、「エリア方式」を取り入れ、学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組むことを進め方の基本とし、一定の成果を上げることができた。

しかし、近年、特別支援教育に係るニーズがさらに多様化してきていることにより、「新たな課題への対応」と「エリア方式の更なる充実」（裏面参照）を図ることが必要であることから、第 2 次計画の策定をした。

第 3 次千葉市学校教育推進計画との関連

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

「個別の支援が必要な

児童生徒へのサポート」

- インクルーシブ教育システムの構築
- 切れ目のない支援体制の構築

第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画 [令和 5 年度～令和 9 年度]

【理念】

- 1 「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- 2 障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

【基本方針】

- 1 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- 2 多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の一層の推進を図ります。
- 3 教職員の専門性の向上を図ります。
- 4 ライフステージに応じて地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。
- 5 学校を主体とした特別支援教育の推進を図ります。

【取組の柱】 ◎第 2 次計画からの主な取組 下線部：新たな課題または重点事項

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|----------|
| (1) 通常学級 | (2) 特別支援学級 | (3) 通級指導教室 | (4) 高等学校 |
| (5) 特別支援学校 | (6) 就学支援委員会 | (7) 交流及び共同学習 | (8) 人的配置 |

◎障害の社会モデルの周知、それぞれの学びの場における ICT（ギガタブ等）の活用、進路指導に関する情報の共有と周知、交流及び共同学習の実績評価と実施の促進、通級指導スーパーバイザー設置の検討、特別支援学校の施設等の老朽化対応、医療的ケア等の人的配置 等

- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

- | | | | |
|--------|--------|--------------------|-----------------------|
| (1) 研修 | (2) 研究 | (3) 特別支援教育コーディネーター | (4) 特別支援教育エリアコーディネーター |
|--------|--------|--------------------|-----------------------|

◎教職員のキャリアステージごとの研修内容の見直し、教職員のニーズに応じた研修の実施、教育実践や教育相談などの情報の収集と整理、養護教育センターにおける特別支援教担当のニーズや現代的課題に応じた研究の実施、特別支援教育エリアコーディネーターを活用した研修の実施 等

- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

- | | | |
|------------------------|-------------------------|-----------------------|
| (1) 就学相談 | (2) 教育相談 | (3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画 |
| (4) 連携に関する会議・ネットワークづくり | (5) ライフステージにおける関係機関との連携 | |

◎就学に関する情報の共有化、教育相談に係る連携会議の実施、不登校に係る関係機関との情報共有、個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ方法の検討、乳幼児期から成人期までのライフステージごとの医療・福祉等の関係機関との連携、就労に関する関係機関との連携 等

【千葉市の現状に応じた特別支援教育を推進するシステム：エリア方式】

エリア方式：地域内の実情に即した支援を迅速に講じるために、学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、学校主体の特別支援教育を推進する取組

【小・中・中等教育・高等・特別支援学校】

1 特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修

(1) 特別支援教育エリアコーディネーター

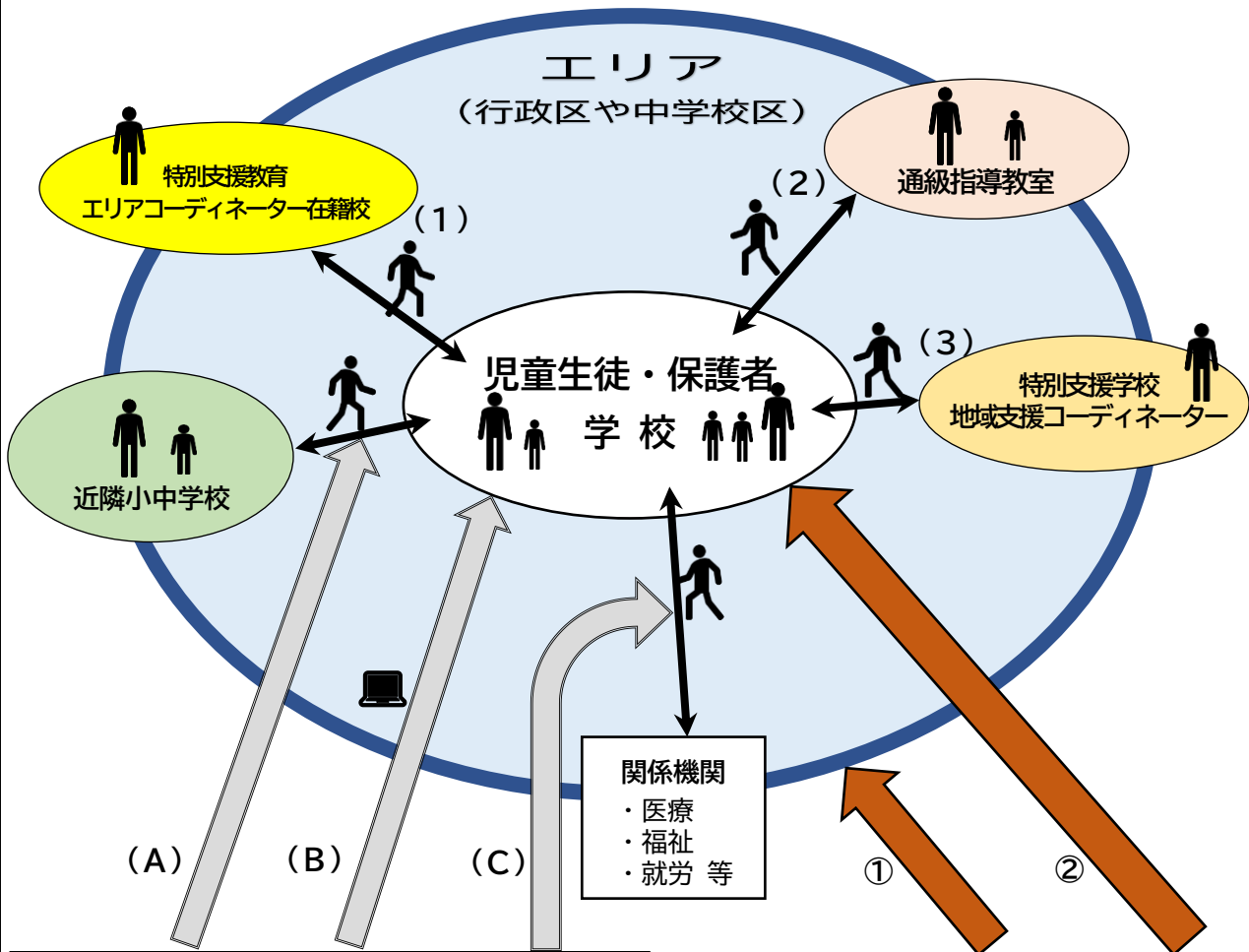
エリアコーディネーターが学校を訪問し、特別支援学級や特別支援教育コーディネーター等への助言、相談を行います。また、エリアコーディネーター在籍校での相談も行います。

(2) 通級指導教室担当

通級指導担当が巡回指導を実施したり、教職員への通級以外の児童生徒に関する相談、研修を行ったりします。

(3) 特別支援学校地域支援コーディネーター

地域支援コーディネーターが学校を訪問し特別支援学校に係る就学や進路の相談を行います。また、特別支援学校での本人、保護者との教育相談を行います。



【教育支援課】

2 特別支援教育に関するネットワークの構築

(A) 近隣小中学校のネットワークの構築

近隣校の特別支援学級担当が教育実践や進路指導等の情報交換を行う機会を設定します。

(B) 特別支援教育情報の収集と整理

教職員が必要な時にすぐに情報にアクセスできるように特別支援教育に関する情報の整備を図ります。

(C) 関係機関とのネットワークの充実

個別の教育支援計画の共有と連携会議等の促進を図ります。

【養護教育センター】

① 市内の特別支援教育の推進

- ・子どもや保護者に対する相談
- ・関係機関との連携
- ・教職員への研修
- ・研究

② 学校支援

- ・医療的ケア等の多様な教育的ニーズに応じる人的配置（看護師、指導員、介助員等）
- ・学校の校内支援体制を支えるための学校訪問相談員の活用